

住宅借入金等特別控除

(令和4年1月1日から令和7年12月31日までに居住の用に供した場合)

住宅ローン等を利用して居住用の住宅の新築、新築住宅や既存（中古）住宅の購入又は増改築等をしてその住宅に入居した場合で、一定の要件に当てはまるときは、その入居した年分に応じて計算された控除額を所得税の額から控除することができます。

また、認定住宅や買取再販住宅等を取得した場合で、一定の要件に当てはまるときは、特例計算した控除額を所得税の額から控除することができます。

なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に関し補助金等の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額から補助金等の額を控除します。

■控除の要件と控除額

1. 控除の要件（それぞれ次の要件の全てを満たすこと。）

(1) 新築住宅を取得した場合

- ① 住宅取得の日から6か月以内に入居し、引き続き居住していること。
- ② 床面積が50m²以上で、1/2以上が自己の居住の用に供されていること。
- ③ 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等（返済期間が10年以上の割賦返済）を利用していること。
- ④ 2以上の住宅を所有している場合は、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。
- ⑤ 住宅の取得（その敷地を含みます）は、その取得時および取得後も引き続き生計を一にする親族や特別な関係のある者からの取得でないこと。
- ⑥ 贈与による住宅の取得でないこと。

(注1) 床面積が40m²以上50m²未満で、令和6年12月31日以前に建築確認を受けたものも含まれます。ただし、控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年は適用できません。

(注2) 令和6年・令和7年に新築住宅を取得した場合、令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、原則として住宅借入金等特別控除を受けるには認定住宅等に該当する必要があります。

(注3) 「認定住宅等」とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいいます。

(2) 買取再販住宅を取得し、令和4年1月1日から令和7年12月31日の間に居住の用に供した場合、次の要件を満たす必要があります。

- ① (1)の要件にあてはまること。
- ② 宅地建物取引業者により特定の増改築等が行われた建築後使用されたことのある居住用家屋を購入した場合で、次の全ての要件にあてはまること。
 - イ 取得時点で新築の日から10年以上経過していること。
 - 特定増改築等に係る工事費用の総額が、売買価格（税込）の20%（その金額が300万円を超える場合には300万円）以上であり、次の i 又は ii のいずれかの要件を満たしていること。
 - i 特定増改築1～6号工事の費用計が100万円を超えていていること。
 - ii 特定増改築4～7号工事のいずれかの費用がそれぞれ50万円を超えていていること。
 - ハ 宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、上記□の要件を満たす特定増改築等に係る工事を行った後の既存住宅について、宅地建物取引業者の取得の日から2年以内に取得していること。
- 二 建築後使用されたことのある住宅で次のいずれかに該当すること。
 - i 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること。
 - ii 昭和56年12月31日以前に建築されたものは、次の(i)□のいずれかに該当すること
 - (イ) 取得の日2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的規準に適合するものであると証明されたもの（耐震住宅）であること。
 - (ロ) 上記iおよびii(イ)に該当しない一定の住宅（要耐震改修住宅）のうち、その取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住の用に供した日までにその耐震改修により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること。

なお、買取再販認定住宅等として住宅借入金等特別控除を受けるためには、上記iまたはii(イ)に該当することが必要です。

上記②二 ii(ロ)のみに該当する場合は、買取再販住宅として住宅借入金等特別控除の対象となります。

(3) 既存（中古）住宅を取得した場合

- ① (1)の要件に当てはまること（令和6年・令和7年に既存（中古）住宅を取得した場合は、認定住宅等に該当しなくとも適用できます。）。
- ※既存住宅を取得後に増改築工事等を行った場合に、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅取得の日から6か月以内に入居できなかった場合についても、一定の要件を満たせば適用できます。
- ② 建築後使用されたことのある住宅であり、(2)ニに当てはまること。

(4) 認定住宅等を取得した場合

- ① (1)から(3)の要件に当てはまること。
- ② 認定住宅等であると証明されたものであること。

(5) 増改築等をした場合

- ① 自己の所有している住宅で、自己の居住の用に供するものについて行う増改築等であること。
- ② 増改築後の床面積が50m²以上で、1/2以上が自己の居住の用に供されていること。
- ③ 増改築等の日から6か月以内に入居し、引き続き居住していること。
- ④ 増改築等の工事であることにつき一定の証明がされたものであること。
- ⑤ 増改築等の工事費用が100万円を超え、自己の居住用部分の工事費用が工事費用総額の1/2以上であること。
- ⑥ (1)の③に掲げる住宅ローン等を利用していること。

2. 控除額の計算

- (1) 各居住年の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は次のとおりです。

居住年	控除期間	年末残高限度額		控除率
平成26年4月～ 令和元年9月	10年間	4,000万円（特定取得）(注1)		1.0%
		2,000万円（特定取得以外）		
令和元年10月～ 令和4年12月	10年間 又は 13年間 (注3)	1年目～ 10年目	4,000万円（特定取得・特別特定取得）(注2)	①と②のいずれか少ない金額 ①1% ②建物購入価格(税抜)×2%÷3
		11年目～ 13年目	2,000万円（上記以外）	
			4,000万円（特別特定取得）	
令和5年1月～ 令和5年12月	13年間 又は 10年間 (注4)	3,000万円 2,000万円（既存住宅の取得・増改築等）		0.7%
※令和6年1月～ 令和7年12月	10年間	2,000万円		

*居住年が令和6年1月～令和7年12月である場合の一般の新築住宅の適用要件

区分	適用要件
下記以外の一般の新築住宅 (床面積が50m ² 以上)	次のいずれかに該当すること イ 令和5年12月31日までに建築確認を受けているものであること。 ロ 令和6年6月30日までに建築されたものであること。
特例居住用家屋に該当するもの (床面積が40m ² 以上50m ² 未満)	令和5年12月31日までに建築確認を受けているものであること。

(2) 認定住宅等の場合

居住年	控除期間	年末残高限度額		控除率
平成26年4月～令和元年9月	10年間	5,000万円（特定取得）(注1)		1.0%
		3,000万円（特定取得以外）		
令和元年10月～令和4年12月	10年間 又は 13年間 (注3)	1年目～ 10年目	5,000万円（特定取得・特別特定取得）(注2)	①と②のいずれか少ない金額 ①1% ②建物購入価格(税抜)×2%÷3
		11年目～ 13年目	3,000万円（上記以外）	
令和5年1月～令和5年12月	13年間 (注4)	認定長期優良住宅・低炭素住宅…5,000万円 ZEH水準省エネ住宅 ………………4,500万円 省エネ基準適合住宅 ………………4,000万円		0.7%
令和6年1月～令和7年12月		認定長期優良住宅・低炭素住宅…4,500万円(注5) ZEH水準省エネ住宅 ………………3,500万円(注5) 省エネ基準適合住宅 ………………3,000万円(注5)		

(注1) 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が8%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等をいう。

(注2) 特別特定取得とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等をいう。

(注3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一定の要件を満たせば適用できます。詳しくは税務署へお問い合わせください。

(注4) 既存住宅（買取再販住宅を除く）の取得・増改築等の場合は10年間です。

(注5) 子育て世帯・若者夫婦世帯が令和7年に入居する場合の年末残高限度額は、認定長期優良住宅・低炭素住宅：5,000万円、ZEH水準省エネ住宅：4,500万円、省エネ基準適合住宅：4,000万円になります。

3. 控除が受けられない場合

次のいずれかに該当する場合はこの控除は受けられません。

- ① 合計所得金額が3,000万円（令和4年以降に入居した場合は原則2,000万円）を超える年分。
- ② 住宅を自己の居住の用に供しなくなった年以後の各年分。
- ③ 入居した年及びその年の前2年以内の所得税について、居住用財産の特別控除、居住用財産の買換え及び交換等の特例等を適用している場合など。
- ④ 入居した年の後3年以内の所得税について、居住した住宅以外を譲渡し、③の特例を受けている場合など。

■控除を受けるための手続

この控除を受けるためには、納税地の所轄税務署に所得税の確定申告書を提出する必要があります。ただし、給与所得者は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

申告に当たっては、それぞれ計算明細書及び次に掲げる書類の添付が必要となります。

(1) 新築又は新築住宅の取得をした場合（最初の年分）

- ① 家屋の登記事項証明書
- ② 家屋の請負（売買）契約書の写し
- ③ 交付を受ける補助金等の額や住宅取得等資金の特例を受けた場合のその額を証する書類
- ④ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ⑤ 土地の登記事項証明書（土地の購入がある場合）
- ⑥ 土地の売買契約書の写し（土地の購入がある場合）
- ⑦ 令和6年・令和7年に取得し、認定住宅等に該当しない場合、次のいずれか
 - イ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証する確認済証の写し又は検査済証の写し（床面積が40m²以上50m²未満の場合は必須）
 - 令和6年6月30日以前に建築されたことを証する登記事項証明書

（注）①と⑤については、計算明細書への「不動産番号等」の記載または写しの添付でも可。

(2) 買取再販住宅を取得した場合

- ① 上記（1）の書類
- ② 建築士が発行した増改築等工事証明書等
- ③ 買取再販住宅または買取再販認定住宅等において、家屋に行う給排水管または雨水侵入防止部分の修繕または模様替えがある場合
住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書」
- ④ 昭和56年12月31日以前に建築されたものである場合
 - イ 取得の日前2年以内に耐震基準に適合する場合
耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書のいずれか一つの書類
 - 取得の日までに耐震改修を申請し、居住日までに耐震基準に適合する場合

- イの種類および耐震改修計画の認定申請書、耐震基準適合証明申請書、建設住宅性能評価申請書、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書のいずれか一つの写し
- ⑤ 長期優良住宅の認定を受けた者と住宅借入金等特別控除を受ける者が異なる場合
地位の承継に係る承認通知書写し

(3) 既存住宅を取得した場合（最初の年分）

- ① (1)の書類
② 昭和56年12月31日以前に建築されたものである場合は、(2)の④イまたはロの書類

(4) 認定住宅等を取得した場合

- ① 上記(1) ((2)、(3)) の書類
② 認定長期優良住宅の場合、次の書類
(イ) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
(ロ) 住宅用家屋証明書又は認定長期優良住宅建築証明書
(ハ) 長期優良住宅の認定を受けた者と住宅借入金等特別控除を受ける者が異なる場合、地位の承継に係る承認通知書写し
③ 認定低炭素住宅の場合、次の書類
(イ) 低炭素建築物新築等計画認定通知書写し
(ロ) 住宅用家屋証明書又は認定低炭素住宅建築証明書
④ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅の場合、次の書類
建設住宅性能評価書写し又は住宅省エネルギー性能証明書
⑤ 床面積が 40m^2 以上 50m^2 未満である場合は、令和6年12月31日以前に建築確認を受けたことを証する確認済証の写し又は検査済証の写し

(5) 増改築等をした場合（最初の年分）

- ① (1)の①から④の書類
② 建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は増改築等工事証明書

※ 令和3年12月31日以前に居住した場合など、その他の要件や手続きなど詳しくは、国税庁のホームページ [www.nta.go.jp] をご覧いただとか、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。

バリアフリー改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除

特定個人が、その者の所有する住宅で、自己の居住の用に供する住宅について、一定のバリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）を含む増改築等をしてその住宅に入居した場合で、一定の要件に当てはまるときは、住宅借入金等特別控除との選択により、一定の計算による控除額を所得税の額から控除することができます。

■控除の要件と控除額

1. 控除の要件

(1) 特定個人（次のいずれかに該当する居住者）

- ① 年齢が50歳以上の者。
- ② 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者。
- ③ 所得税法に規定する障害者に該当する者。
- ④ 上記②又は③のいずれかに該当する者又は65歳以上の親族と同居を常況としている者。

(2) 対象となるバリアフリー改修工事

- ① 高齢者等居住改修工事等
 - イ 廊下の拡幅
 - ロ 階段の勾配の緩和
 - ハ 浴室改良
- 二 便所改良
 - ホ 手すりの設置
 - ヘ 屋内の段差の解消
- ト 引き戸への取替え工事
 - チ 床表面の滑り止め化
- ② ①の工事等と併せて行う一定の修繕・模様替えの工事

(3) バリアフリー改修工事の要件（次の要件の全てを満たすこと。）

- ① バリアフリー改修工事の標準的な費用が50万円（補助金等の差し引き後）を超えること。
- ② 増改築等工事証明書により証明されていること。
- ③ 改修工事の日から6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること。
- ④ 改修工事後の床面積が50m²以上で、1/2以上が自己の居住の用に供されていること。
- ⑤ 自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの改修工事であること。

- ⑥ 控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下（令和6年以降に入居した場合は2,000万円以下）であること。
- ⑦ 前年以前3年以内に、同一の住宅について、バリアフリー改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除を受けていないこと（一定の場合を除く。）。

2. 控除額の計算

対象居住年、控除期間及び控除額の計算は次のとおりです。

居住年	控除期間	原則的な控除額の計算
平成31年1月1日～令和3年12月31日	5年間	令和3年12月31日までに居住された場合は、借入金がある方とない方で計算方法が異なります。 詳しくは、国税庁のホームページ【 www.nta.go.jp 】をご覧いただくなか、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。
令和4年1月1日～令和7年12月31日	1年間	バリアフリー改修工事の標準的な費用×10% =控除額（100円未満切り捨て） (控除限度額は年分等によって異なります。)

■控除を受けるための手続き等

この控除を受けるためには納税地の所轄税務署に所得税の確定申告書を提出する必要があります。

申告に当たっては、計算明細書及び次に掲げる書類の添付が必要となります。

- ① 家屋の登記事項証明書
- ② 増改築等工事証明書
- ③ 補助金等及び居宅介護住宅改修費等の額を明らかにする書類
- ④ 介護保険の被保険者証の写し（要介護認定等を受けている場合）

※ 令和3年12月31日以前に居住した場合、バリアフリー改修工事と併せて増改築等の一定の工事をした場合など、その他の要件や手続きなど詳しくは、国税庁のホームページ【www.nta.go.jp】をご覧いただくなか、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。

省エネ改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除

居住者が、その者の所有する住宅で、その者の居住の用に供する住宅について、一定の省エネ改修工事を含む増改築等をしてその住宅に入居した場合で、一定の要件に当てはまるときは、住宅借入金等特別控除との選択により、一定の計算による控除額を所得税の額から控除することができます。

■控除の要件と控除額

1. 控除の要件

(1) 対象となる増改築等

- イ 居室の窓の改修工事又はその工事と併せて行う天井等、壁もしくは床等の1つ以上に該当する改修工事で、改修した各部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準相当以上となること。
- イの改修工事に併せて行われる一定の太陽光発電装置、太陽熱利用冷温熱装置等の設置工事。

(2) 増改築等の要件（それぞれ次の要件の全てを満たすこと。）

- ① 省エネ改修工事の標準的な費用が50万円（補助金等の差し引き後）を超える、自己の居住用部分の工事費用が工事費用総額の1/2以上であること。
- ② 増改築等工事証明書により証明されていること。
- ③ 改修工事の日から6か月以内に入居し、引き続き居住していること。
- ④ 改修工事後の床面積が50m²以上で、1/2以上が自己の居住の用に供されていること。
- ⑤ 自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの改修工事であること。
- ⑥ 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下（令和6年以降に入居した場合は2,000万円以下）であること。
- ⑦ 前年以前3年以内に、同一の住宅について、省エネ改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除を受けていないこと。

2. 控除額の計算

対象居住年、控除期間及び控除額の計算は次のとおりです。

居 住 年	控除期間	控除額の計算
平成31年1月～ 令和3年12月	5年間 又は 1年間	令和3年12月31日までに居住された場合は、借入金がある方とない方で計算方法が異なります。 詳しくは、国税庁のホームページ【 www.nta.go.jp 】をご覧いただくな、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。
令和4年1月1日～ 令和7年12月31日	1年間	省エネ改修工事の標準的な費用×10% =控除額（100円未満切り捨て） (控除限度額は年分等によって異なります。)

■控除を受けるための手続き等

この控除を受けるためには、納税地の所轄税務署に所得税の確定申告書を提出する必要があります。

申告に当たっては、計算明細書及び次に掲げる書類の添付が必要となります。

- ① 家屋の登記事項証明書
- ② 増改築等工事証明書
- ③ 補助金等の額を証する書類

※ 令和3年12月31日以前に居住した場合、省エネ改修工事と併せて増改築等の一定の工事をした場合など、その他の要件や手続きなど詳しくは、国税庁のホームページ【www.nta.go.jp】をご覧いただくな、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。

既存住宅の耐震改修をした場合の住宅耐震改修特別控除

居住者が、平成31年1月1日から令和7年12月31日までの間に、昭和56年5月31日以前に建築されたその者の居住の用に供する住宅について耐震改修をしてその者の居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまるときは、一定の計算による控除額を所得税の額から控除することができます。

■控除の要件と控除額

1. 控除の要件（それぞれ次の要件の全てを満たすこと。）

- ① 自己の居住の用に供する家屋の改修工事であること。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること。
- ③ 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であり、増改築工事証明書又は住宅耐震改修証明書により証明されていること。

2. 控除額の計算

対象工事完了年及び控除額の計算は次のとおりです。

工事完了年	控除額の計算
平成31年1月1日～ 令和7年12月31日	住宅耐震改修の標準的な費用×10% =控除額（100円未満切り捨て） (控除限度額は年分等によって異なります。)

■控除を受けるための手続き等

この控除を受けるためには、納税地の所轄税務署に所得税の確定申告書を提出する必要があります。

申告に当たっては、計算明細書及び次に掲げる書類の添付が必要となります。

- ① 住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書
- ② 家屋の登記事項証明書その他の書類でその家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類
- ③ 補助金等の額を証する書類

なお、この制度は、住宅借入金等特別控除と重複して適用できる場合があります。

※ 住宅耐震改修工事と併せて増改築等の一定の工事をした場合、その他の要件や手続きなど詳しくは、国税庁のホームページ [www.nta.go.jp] をご覧いただとか、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。

認定住宅新築等特別税額控除

居住者が、認定住宅（注）を新築又は取得してその住宅に入居した場合で、一定の要件に当てはまるときは、特別税額控除額をその入居した年分の所得税の額から控除することができます。

また、入居した年分に控除不足額等がある場合には、その翌年の所得税の額から控除することができます。

なお、住宅借入金等特別控除と重複して適用することはできません。

（注）対象となる認定住宅等とは

種類	居住開始時期
認定長期優良住宅	平成31年1月1日～令和7年12月31日
認定低炭素住宅	平成31年1月1日～令和7年12月31日
ZEH水準省エネ住宅	令和4年1月1日～令和7年12月31日

■控除の要件と控除額

1. 控除の要件（次の要件の全てを満たすこと。）

- ① 新築又は取得の日から6か月以内に入居していること。
- ② 住宅の床面積が50m²以上であること。
- ③ 床面積の1/2以上が専ら自己の居住の用に供されていること。
- ④ 認定住宅等であると証明されたものであること。
- ⑤ 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下（令和6年以降に入居した場合は2,000万円以下）であること。
- ⑥ 入居した年及びその年の前2年以内の所得税について、居住用財産の譲渡所得特別控除、居住用財産の買換え及び交換等の特例等を適用していないこと。
- ⑦ 入居した年の翌年以後3年以内に居住した住宅以外の一定の資産を譲渡し、②の譲渡所得の課税の特例を受けていないこと。

2. 控除額の計算

対象居住年、控除期間及び控除額の計算は次のとおりです。

居 住 年	控除期間	控除額の計算
平成31年1月1日～ 令和7年12月31日	1年間 (控除しき れない金額 を翌年のみ 繰越可)	認定住宅等の構造及び設備に係る標準的な費用 $\times 10\% = \text{控除額}$ (100円未満切り捨て)

■控除を受けるための手続き等

この控除を受けるためには、納税地の所轄税務署に所得税の確定申告書を提出する必要があります。

申告に当たっては、計算明細書及び次に掲げる書類の添付が必要となります。

- ① 家屋の登記事項証明書等（構造ごとの床面積を明らかにする書類）
- ② 家屋の請負（売買）契約書の写し
- ③ その他（住宅の種別によって異なります）。

※ 上記③の詳細、要件や手続きなど詳しくは、国税庁のホームページ [www.nta.go.jp] をご覧いただくか、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。

住宅の多世帯同居改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除

自己の有する居住用の家屋について、多世帯同居改修工事等を含む増改築等を行い、その者の居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまるときは、住宅借入金等特別控除との選択により、一定の計算による控除額を所得税の額から控除することができます。

■控除の要件と控除額

1. 控除の要件

- (1) 対象となる増改築等工事

ア キッチン	イ 浴室	ウ トイレ	エ 玄関
--------	------	-------	------

(2) 増改築等の要件（次の要件の全てを満たすこと。）

- ① 上記アからエまでのいずれかを増設すること。
- ② 改修後、上記アからエまでのうち、いずれか2つ以上が複数となること。
- ③ 多世帯同居改修工事の標準的な費用が50万円（補助金等の差し引き後）を超える、自己の居住用部分の工事費用が工事費用総額の1/2以上であること。
- ④ 増改築等工事証明書により証明されていること。
- ⑤ 改修工事の日から6か月以内に入居し、引き続き居住していること。
- ⑥ 改修工事後の床面積が50m²以上で、1/2以上が自己の居住の用に供されていること。
- ⑦ 自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの改修工事であること。
- ⑧ 控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下（令和6年以降に入居した場合は2,000万円以下）であること。
- ⑨ 前年以前3年以内に、同一の住宅について、多世帯同居改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除を受けていないこと。

2. 控除額の計算

対象居住年、控除期間及び控除額の計算は次のとおりです。

居住年	控除期間	控除額の計算
平成31年1月1日～ 令和3年12月31日	5年間 又は 1年間	令和3年12月31日までに入居された場合は、借入金がある方とない方で計算方法が異なります。 詳しくは、国税庁のホームページ【 www.nta.go.jp 】をご覧いただくか、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。
令和4年1月1日～ 令和7年12月31日	1年間	多世帯同居改修工事の標準的な費用×10% =控除額（100円未満切り捨て） (控除限度額は年分等によって異なります。)

■控除を受けるための手続き

この控除を受けるためには、納税地の所轄税務署の確定申告書を提出する必要があります。

申告に当たっては、計算明細書及び次に掲げる書類の添付が必要となります。

- ① 家屋の登記事項証明書
- ② 増改築等工事証明書（多世帯同居改修工事等の証明書）
- ③ 補助金等の額を証する書類

※ 多世帯同居改修工事と併せて増改築等の一定の工事をした場合、その他の要件や手続きなど詳しくは、国税庁のホームページ [www.nta.go.jp] をご覧いただくか、最寄りの税務署（66ページ）へお問い合わせください。

住宅の耐久性向上改修工事に係る住宅特定改修特別税額控除

自己の有する家屋に一定の耐久性向上改修工事を行い、当該家屋を平成31年1月1日から令和7年12月31日までに自己の居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまるときは、一定の計算による控除額を所得税の額から控除することができます。ただし、住宅耐震改修や一般省エネ改修工事と併せて行った場合に適用となります。